○中部地方整備局告示第二百八号

平成十四年三月十五日付けで指定された天竜川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

○中部地方整備局告示第二百九号

菊川水系下小笠川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

○中部地方整備局告示第二百十号

木曽川水系多度川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所、同局木曽川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

○中部地方整備局告示第二百十一号

木曽川水系肱江川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所、同局木曽川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

○中部地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A　一九・〇〇～八五・〇〇（メートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　四・五〇〇～一〇・五〇〇（キロメートル）	
		C　九・〇〇〇～一五七・三〇〇	
	後	A　一九・〇〇～三〇・一三四	
		B　四・五〇〇～九・〇三二	
		C　九・〇〇〇～一五七・三〇〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二百十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
土岐市泉町久尻二四三一番三一から同市泉町久尻二四三一番五四まで	前	八三・〇〇～一八七・〇（メートル）
	後	八三・〇〇～一九三・〇〇（キロメートル）〇・二五四

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	津市安東町字松ノ木八番一から同市北河路町字平田一九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月九日十五時

○近畿地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大津市北小松字宇藤田一一四八番五から同市北比良字野九九〇番一まで	前	三六・七七～二七〇・九九（メートル）
	後	三・三四五（キロメートル）三・三四五

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	大津市北小松字川原一〇九九番五から同市南比良字花ノ尾一〇一二番二六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月八日　十五時

○四国地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

四国地方整備局長　川﨑　正彦